

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第21号

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和34年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市役所幡山支所	<省略>	赤重町、東赤重町1丁目、東赤重町2丁目、新郷町、幡野町、緑町1丁目、緑町2丁目、白山町1丁目、白山町2丁目、高根町1丁目、高根町2丁目、高根町3丁目、西原町1丁目、西原町2丁目、東本地町1丁目、東本地町2丁目、東本地町3丁目、駒前町、西本地町1丁目、西本地町2丁目、小坂町、坂上町、坊	瀬戸市役所幡山支所	<省略>	赤重町、東赤重町1丁目、東赤重町2丁目、新郷町、幡野町、緑町1丁目、緑町2丁目、白山町1丁目、白山町2丁目、 <u>原山町</u> 、高根町1丁目、高根町2丁目、高根町3丁目、西原町1丁目、西原町2丁目、東本地町1丁目、東本地町2丁目、東本地町3丁目、駒前町、西本地町1丁目、西本地町2丁目、小坂町、

		金町、井戸金町、山の田町、菱野町、福元町、瀬戸口町、幡山町、東菱野町、西米泉町、東米泉町、幡西町、西脇町、羽根町、新田町、弁天町、南菱野町、幡中町、台六町、南ヶ丘町、今林町、石田町、大坂町、池田町、矢形町、柳ヶ坪町、宝ヶ丘町、八幡町、せいれい町、若宮町1丁目、若宮町2丁目、若宮町3丁目、海上町、屋戸町、広久手町、山口町、田中町、南山口町、掛下町1丁目、掛下町2丁目、上之山町1丁目、上之山町2丁目、上之山町3丁目、宮地町、吉野町、大坪町			坂上町、坊金町、井戸金町、山の田町、菱野町、福元町、瀬戸口町、幡山町、東菱野町、西米泉町、東米泉町、幡西町、西脇町、羽根町、新田町、弁天町、南菱野町、幡中町、台六町、南ヶ丘町、今林町、石田町、大坂町、池田町、矢形町、柳ヶ坪町、宝ヶ丘町、八幡町、せいれい町、若宮町1丁目、若宮町2丁目、若宮町3丁目、海上町、屋戸町、広久手町、山口町、田中町、南山口町、掛下町1丁目、掛下町2丁目、上之山町1丁目、上之山町2丁目、上之山町3丁目、宮地町、吉野町、大坪町
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。